



介護保険をご利用の皆さんへ

▶問い合わせ 介護保険課 ☎73-3017

介護保険負担割合証を7月上旬に送付します

要介護・要支援認定を受けた人などに交付される「介護保険負担割合証」の適用期間は、毎年8月1日～翌年7月31日の1年間です。所得に応じて利用者負担の割合が変わるため、負担割合証は毎年交付されます。

負担割合証には、利用者負担の割合（1～3割）が記載されています。サービス事業者は、この負担割合証で利用者負担の割合を確認しますので、サービスを利用するときは介護保険被保険者証と一緒に事業者に提示してください。



▲介護保険負担割合証（イメージ）

介護保険負担限度額認定証の更新の時期です

所得の低い人が介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設など）への入所やショートステイを利用するときは、食費や部屋代の自己負担の上限（限度額）が定められています。これを超える利用者負担はありません。超えた分については「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。この制度を利用するためには申請をして「介護保険負担限度額認定証」の交付を受ける必要があります。

現在、お持ちの介護保険負担限度額認定証の有効期限は、7月31日（日）までです。既に認定を受けている人には、7月上旬に申請書を送付しますので、介護保険課または各支所で更新の手続きをしてください。

なお、新規で認定を受けたい人は介護保険課までお問い合わせください。

所得の区分に応じた自己負担の限度額（1日あたりの上限額）

利 用 者 負担段階	対象者（適用条件）		居住費（滞在費）				食費	
	所得の状況※1		預貯金などの 資産※2の状況	従来型個室	多床室	ユニット型 個室		ユニット型 個室の多床室
1 段階	生活保護受給者の人など		単身： 1,000万円以下 夫婦： 2,000万円以下	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円
	世帯 全員が 住民 税非 課税	老齢福祉年金受給者の人						
前年の合計所得金額＋年金 収入額が80万円以下の人		単身： 650万円以下 夫婦： 1,650万円以下	490円 (420円)	370円	820円	490円	390円 【600円】	
前年の合計所得金額＋年金 収入額が80万円超120万円 以下の人		単身： 550万円以下 夫婦： 1,550万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円 【1,000円】	
前年の合計所得金額＋年金 収入額が120万円超の人		単身： 500万円以下 夫婦： 1,500万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	1,360円 【1,300円】	

（ ）内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。

※1 住民票上の世帯が異なる（世帯分離をしている）配偶者の所得も判断材料とします。

※2 資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なものは、預貯金などに含まれます。



8月は

後期高齢者医療被保険者証の更新月です

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014

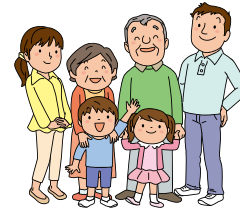
県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎087-811-1866



▲7月中旬以降に送付する被保険者証は、だいたい色のラインが入っています。（有効期限は9月30日まで）

被保険者証を7月中旬に送付します
現在の被保険者証の有効期限は、7月31日（日）までです。8月から使用する新たな被保険者証は、7月中旬に「特定記録郵便」（黄色の封筒）で送付します。7月末までに被保険者証が届かない場合は、健康課までお問い合わせください。
※県後期高齢者医療広域連合から、住民票に記載されている住所地へ送付します。送付先の変更などの個別対応はできません。住所地以外への送付を希望する人は、事前にお近くの郵便局で転送の届け出を行ってください。
10月から2割負担が新設されるため、今回送付する被保険者証の有効期限は9月30日（金）までになります。

被保険者証などを受け取ったら
被保険者証などに記載されている内容に間違いがないか確認してください。記載内容に相違がある場合は、健康課へお申し出ください。
有効期限の切れた被保険者証の返還
現在お持ちの被保険者証（両端に青いラインが入っているもの）は、8月1日（月）以降は使用できません。健康課または各支所に返還するか、各自で破棄してください。
10月1日以降に使用する被保険者証
2割負担新設に伴い、窓口負担割合を再判定するため、10月1日（土）から使用する被保険者証は9月中旬に送付します。なお、窓口負担割合の変更の有無に関わらず、被保険者全員に送付します。詳細は広報9月号でお知らせします。



75歳・80歳の無料歯科健診が始まります

「オーラルフレイル」という言葉をご存知ですか？「オーラルフレイル」は、歯や口に関する“ささいな衰え”を放置することで、口の機能低下、食べる機能の障がい、さらには心身の低下につながる状態のことです。「オーラルフレイル」は、フレイル※の前段階であるため、まずはご自身の歯や口に関心を持ち、適切な予防をすることが大切です。

歯科健診は、歯の本数や状態、歯周病のチェックをするだけでなく、食べ物を噛む力や飲み込む機能など、口腔機能の状態も調べます。口の状態を知ること、ご自身の健康状態を知ることになります。定期的に歯科健診を受け、健康長寿をめざしましょう！

75歳・80歳の方は後期高齢者医療制度で歯科健診を無料で受けることができます。対象者には、広域連合から受診券を送付しますので、自分の口の状態を知るためにも必ず受診しましょう。

対象者 75歳（昭和21年4月2日～昭和22年4月1日生まれ）
80歳（昭和16年4月2日～昭和17年4月1日生まれ）

健診期間 7月1日（金）～令和5年2月28日（火）

※フレイル…年齢と共に、筋力や心身の活力が低下している状態で、「健康」と「要介護」の間の段階

